



島根県報

平成17年 3 月 4 日 (金)
号外 第 8 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

平成16年度財政的援助団体等監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成17年 3 月 4 日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の主旨

財政的援助団体等とは、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの及び県が資本金、基本金等を出資している法人をいう。

本監査の目的は財政的援助を行っている所管課及び団体を監査し、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査するものである。（「別表1 財政的援助団体等の監査について」参照。）

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸し付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 県が公の施設管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

県庁各所管課に対して行った調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務保証	公の施設 管理委託
		補助金等	貸付金	損失補償			
財団法人	36	17	3	3	26		11
社団法人	13	6	3	1	2		3
学校法人	2	2					
社会福祉法人	24	24					1
農林水産組合	6	1	5				
商工会議所 商工会等	60	60					
株式会社	4		3		4		
その他	14	13	3	1	4	1	1
合計	159	123	17	5	36	1	16

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の27団体を選定し監査を実施した。

	団体	所管課	財政的援助等の形態
1	(学)澤田学園	総務課	補助金
2	(財)島根県私学退職金財団	総務課	補助金
3	(財)北東アジア地域学術交流財団	総務課	出資
4	隠岐空港整備・利用促進協議会	交通対策課	補助金
5	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金
6	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金

7	(社)島根県トラック協会	交 通 対 策 課	補助金
8	全日本同和会島根県連合会	人 権 同 和 対 策 課	補助金
9	(財)しまね国際センター	国 際 課	出資
10	(財)島根難病研究所	健 康 福 祉 総 務 課	出資
11	備吾郷会	健 康 福 祉 総 務 課	補助金
12	(財)しまね農業振興公社	農 林 水 産 総 務 課	貸付金
		農 業 経 営 課	補助金、貸付金損失補償
		畜 産 振 興 課	貸付金
		農 地 整 備 課	貸付金
13	(株)島根県食肉公社	畜 産 振 興 課	貸付金、出資
14	(財)島根県みどりの担い手育成基金	林 業 課	出資
15	島根県漁業協同組合連合会	水 産 課	補助金
16	(社)島根県水産振興協会	水 産 課	補助金
17	(社)島根県観光連盟	観 光 振 興 課	補助金
18	島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会	しまねブランド推進室	補助金
19	(社)島根県物産協会	しまねブランド推進室	貸付金
20	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	産 業 振 興 課	出資
21	島根県土地開発公社	企 業 立 地 課	補助金 債務保証
		土 木 総 務 課	出資
		用 地 対 策 課	貸付金
22	出雲商工会議所	経 営 支 援 課	補助金
23	島根県商工会連合会	経 営 支 援 課	補助金
24	(財)島根県勤労福祉事業団	労 働 政 策 課	出資
25	(財)島根県建設技術センター	土 木 総 務 課	出資
		技 術 管 理 室	損失補償
26	島根県住宅供給公社	建 築 住 宅 課	補助金、貸付金出資
27	(財)島根県暴力追放県民センター	県 警 ・ 捜 査 第 二 課	出資

3 監査の実施方法、対象年度、範囲及び実施月日

(1) 実施方法

ア 団体

団体については、実地監査を原則とした。

イ 所管課

所管課については、書面監査を原則とし、必要に応じ実地監査を実施した。

(2) 対象年度

原則として平成15年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金等、貸付金、損失補償、債務保証を受けている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とした。

(4) 実施月日

監査は、「別表 2 監査実施月日」のとおり実施した。

第2 監査の結果

県においては、今年度の地方交付税の大幅削減の影響をまともに受けた結果、構造的な財源不足の状態に陥り、昨年10月には「中期財政改革基本方針」が策定されたところである。

その中で、外郭団体については団体の統廃合や県関与の縮小、事務執行の見直し等を行うとともに、県単独補助金についても施策効果を踏まえ、積極的な見直しを行うこととしている。

本年度の監査に当たって、県が出資する団体については出資目的に沿って事業が運営されているか、補助金等の財政的援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が充分得られているか等の点について監査を行ったところである。

なお、総括的監査結果はのとおりであり、個別監査結果はに掲げるとおりである。

また、本報告書に掲げた公表・指摘事項及び運営の合理化に資する意見以外の事項については、文書又は口頭により所管課及び団体に対し指導・注意した。

I 総括的監査結果

1 監査結果の概要

(1) 出資団体の監査結果

ア 公益法人会計基準に基づく財務諸表について

財団法人については公益法人会計基準に従い会計処理を行なうこととなっているが、収支予算書の総括表や収支計算書、正味財産計算書等の財務諸表の作成がなされず不備である団体があった。

イ 団体の運営について

理事会の議事録が作成されていない団体や定款に規定する期日以後に理事会が開催されている団体があった。

ウ 会計処理について

収入の測定誤りや旅費の調整がなされていない団体や決裁をせず支出している団体があった。

エ 契約事務について

団体の会計規程により契約書の省略ができないにもかかわらず契約書の作成が省略されている団体があった。

また、契約締結権のない者が契約を行っている団体があった。

(2) 補助金、貸付金、損失補償等を受けている団体の監査結果

ア 会計処理について

会計に関する規程が整備されていない団体や旅費が規程どおりに支給されていない団体、本来の交付対象者以外の者に支払われている団体があった。

イ 契約事務について

団体の会計規程により予定価格の設定をすべき契約において予定価格が設定されていない団体があった。また、団体の会計規程に基づき入札により契約すべきものが入札が行われていない団体があった。

2 総括的意見

(1) 出資団体に対する意見

ア 今後のあり方について

県が出資している団体については、団体設立当初と比較してその後の社会経済状況や県の財政状況、県民ニーズの変化等により、事業内容や組織体制、経営形態に大きな転換を求められている団体が多く見られた。

こうした団体については本来の出資目的と時代や県民ニーズに対応した適正な事業計画と組織体制による運営がなされるよう県・団体が一体となって、今後のあり方を抜本的に検討されたい。

イ 運用財産の取り崩しについて

近年の低金利により県が出捐した基本財産や運用財産の取り崩しを余儀なくされている団体がある。今後も金利の上昇は期待できないため、将来的には運用財産が枯渇することが予想される。

従って、人件費を始めとした経費削減や事業の重点化は当然のことながら運用財産枯渇後の事業展開、運営方法及び他の財源確保等について県・団体が一体となって検討されたい。

ウ 未売却用地の長期保有について

未売却用地を長期間保有している団体があり、しかもこれらの用地保有に対し、県は財政的援助を行っている。これらは用途が限られていることから売却先の確保が困難であることや立地条件に問題があること等様々な理由から当初の売却計画どおり進んでおらず、30年以上も未利用のまま放置されているものもある。

団体においては、多用途利用の検討や売却条件の緩和に加えて分譲 P R 活動等を積極的にいき、未売却用地の速やかな処分を行われたい。

エ 理事会等役員会の活性化について

団体の理事会等の役員会は、組織運営上の重要な位置付けとなっているので、役員会の活性化のためには役員本人が出席することが必要である。

監査を実施した県の出資する11団体における役員会の本人出席率の平均は60.4%であり、財団法人（ 8 団体）の平均は52.6%、それ以外の公社等（ 3 団体）の平均は77.7%であった。

それぞれの団体が多くの重要課題を抱える中、役員本人の出席率が低い団体にあつては、役員会の重要性を再認識し、その活性化を図られたい。

オ 事業資金及び基本財産の管理について

団体の事業資金、基本財産、運用財産等の管理は、安全、確実で、しかも高い運用益が得られる可能性のある方法で行うとともに、常に経済・金融情勢の動向を的確に把握し適切な対応をとることが必要である。

また、資金管理に関する責任の所在を明確にするために、理事会等の役員会で資金管理方針を決定するよう規程を整備し、それに基づいて管理を行う必要がある。

県が出資する11団体について資金管理の方法をみると債券を主体として運用している団体が 5 団体、預金を主体にしている団体が 6 団体であった。

債券については、殆どの団体で県債、国債等リスクの少ない方法による管理が行われていたが、預金管理においては、ペイオフ解禁対策が不十分な団体が 3 団体あった。

平成17年 4 月にはペイオフが全面解禁となり、決済用預金を例外に、原則としてすべての預金がペイオフの対象になる。

従って、預金については全面解禁を踏まえた対応を講ずるとともに債券についても原則として元本が回収できるものによる管理を行うよう、事業資金等の管理方法について検討されたい。

なお、基本財産については、安全性、確実性に十分留意し、元本が確実に回収できる管理方法をとる必要がある。

カ 会計処理のチェック体制等について

団体の会計組織においては、執行の意思決定をするラインと現金、物品等の出納会計事務を行うラインとを分けることにより内部牽制がとられることが望ましいが、今回の監査を行った団体では、執行の意思決定者と支払い責任者が同一の団体が見受けられた。

更に、現金支払いのラインでは複数の者による確認、検査が出来る体制が必要であるが、半数近くの団体会計事務の担当者が支払い責任者となっていた。

また、半数の団体において代表者印使用簿が置かれていなかったが、代表者印の管理者は、代表者印使用簿を置いて、押印は自らが行うなど、代表者印の管理・使用は厳正にされたい。

(2) 所管課に対する意見

ア 団体の会計処理に対する検査・指導について

団体の会計に関する規程において、県の例によることとしている団体については、県の給与、旅費、会計事務などについての正しい処理の方法や規程改正等に関する情報が円滑に提供されるよう検討されたい。

また、補助金等の実績報告に基づく検査に当たっては、単に書面検査だけでなく、実地検査も取り入れ、団体において適正な会計処理がなされるよう指導されたい。

なお、団体によっては職員数や組織上の理由により、会計処理の内部牽制機能が充分でない団体も見受けられ

るので、こうした団体に対しては、必要に応じ検査を強化することも検討されたい。

イ 出資団体の基本財産及び運用財産について

県が出資する団体のうち、2つの財団法人において基本財産が取り崩され運用財産に振り替えられていた。基本財産は財団法人の資産の根幹となるものであるので、その取り崩しに当たっては、財団の将来の運営方針、取り崩しの必要性等を充分吟味した上で県として慎重に判断すべきである。

また、運用財産の多くは、本来運用益で事業運営を行うことを目的としたものであるが、近年の低金利により充分な運用益が得られないため多くが取り崩され事業費に充当されている。

今後も金利の上昇は期待できないため、これらの団体は取り崩しが続くと運用財産が枯渇することが予想される。

従って、人件費を始めとした経費削減や事業の重点化は当然のことながら運用財産枯渇後、適切な事業展開、運営方法及び他の財源確保等が団体において確立されるよう出資者である県として団体と一体となって早急に検討する必要がある。

基本財産・運用財産一覧表

(単位：千円)

団体名称	概要	基本財産		運用財産		備考
		基本財産総額	内県出資額	金額	取り崩し経過 H11～H12 H13 H14 H15 合計	
(財)北東アジア地域学術交流財団	総務課	100,000	100,000	500,000	29,927 34,408 36,613 31,455 合計 132,403	H11
(財)しまね国際センター	国際課	1,882,000		200,000	H12 70,000 H13 70,000	
		600,000	1,012,500	600,000	H14 25,000 H15 75,000	H11
		1,282,000		800,000	合計 240,000	
(財)島根難病研究所	健康福祉総務課	1,000	1,000	350,000	H13 141,017 H14 40,961 H15 34,406 合計 216,384	
				100,000		S 53
(財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	2,200,150			H12 2,048 H13 31,856	
		471,728	1,528,272	471,728	H14 37,824 H15 38,135 合計 109,863	H12
		1,728,422				
(財)島根県石央地域地場産業振興センター	産業振興課	30,000	10,000			
		30,000	30,000			
島根県土地開発公社	土木総務課	1,250	500			
(財)島根県勤労福祉事業団	労働政策課	100,000	100,000			
(財)島根県建設技術センター	土木総務課	10,000	10,000			
島根県住宅供給公社	建築住宅課	10,000	10,000			
(財)島根県暴力追放県民センター	県警・捜査第二課	428,877	300,000			

注) 運用財産は県の出捐によるもののみ

II 個別監査結果

1	団 体 名	(学)澤田学園	所 管 課	総務課 (総務部)
---	-------	---------	-------	-----------

1 団体の設立

- (1) 時期 平成11年 8 月 6 日 (経過年数: 5 年)
- (2) 目的

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とし、「松江医療福祉専門学校」を設置する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

- ア 補助金名 私立専修学校教育活動費補助金
- イ 内容

修業年限 1 年以上で、職業に必要な技術の教授を目的とする私立専修学校における教育条件の向上を図るため、私立専修学校を設置する学校法人の運営に要する経費の一部について補助する。

- ウ 補助金額 13,430 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団 体 名	(財)島根県私学退職金財団	所 管 課	総務課 (総務部)
---	-------	---------------	-------	-----------

1 団体の設立

- (1) 時期 昭和41年11月28日 (経過年数: 37年)
- (2) 目的

私立の中学校、高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校に勤務する職員の福祉の向上を図り、もって私立学校の教育振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

- ア 補助金名 島根県私学退職金財団補助金
- イ 内容

私立学校教職員退職金制度の健全な発展を図るため、加盟学校法人が納付すべき年額の 2 分の 1 に相当する金額以内の金額及びそれに要する事務費の一部を補助する。

- ウ 補助金額 74,484 千円

3 監査の結果

(1) 所管課

- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

- ア 改善等を要する事項
公表・指摘事項

会計に関する規程の整備について

この団体の会計処理について、会計に関する規程が整備されていなかった。

3	団 体 名	(財)北東アジア地域学術交流財団	所 管 課	総務課(総務部)
---	-------	------------------	-------	----------

1 団体の設立

(1) 時期 平成11年 8 月 5 日(経過年数: 5 年)

(2) 目的

島根県が設置する大学、研究機関における北東アジア地域に関する学術研究及び地域課題研究並びに学術・教育上の人的交流に関する事業を支援・補完することにより島根県における学術交流の推進を図るとともにその成果を地域社会へ還元し、県民生活の向上と地域社会の一層の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率: 100.0%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、島根県が設置する大学、研究機関における北東アジア地域に関する学術研究、地域課題研究並びに学術・人的交流に関する事業への支援・補完することを目的に設立されたが、団体独自の正規職員(嘱託職員 1 名のみ)がおらず、4 名の県立大学の職員が兼務している。

また、財政的にも基本財産、運用財産は全て県が負担しており、実質的に県が行っているのと何ら異なるところがない。

今後平成19年度を目途として、県立大学は、県立女子短期大学、県立看護短期大学との統合、独立行政法人化が検討されていることもあり、この団体のあり方について根本的な検討をされたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

4	団 体 名	隠岐空港整備・利用促進協議会	所 管 課	交通対策課
---	-------	----------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成12年 9 月11日(経過年数: 4 年)

(2) 目的

隠岐地域の発展のため、隠岐空港の整備・利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県空港利用促進事業費補助金

イ 内容

隠岐空港路線利用に関する以下の経費に補助する。

- ・首都圏など大都市圏域等観光客誘致対策事業に要する経費
- ・空港利用圏域からの利用客増加対策事業に要する経費
- ・空港利用圏域のPR事業に要する経費

ウ 補助金額 10,000千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団 体 名	一畑電車沿線地域対策協議会	所 管 課	交通対策課
---	-------	---------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和48年11月26日(経過年数:30年)

(2) 目的

一畑電車の沿線地域における交通の確保と当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 負担金名 一畑電車沿線地域対策協議会活性化特別対策事業負担金

(ア) 内容

協議会が実施する通勤・通学定期券、団体運賃、「ゆるりパス」などへの助成等の一畑電車利用促進策に要する経費を負担する。

(イ) 負担金額 16,750千円

イ 負担金名 一畑電車沿線地域対策協議会近代化補助負担金

(ア) 内容

事業者が行う経費節減、サービスの改善及び保安度の向上を図るための設備整備に要する経費を負担する。

(イ) 負担金額 15,528千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団 体 名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所 管 課	交通対策課
---	-------	-----------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成5年9月8日(経過年数:11年)

(2) 目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県空港利用促進事業費補助金

イ 内容

萩・石見空港路線を利用した以下の経費に補助する。

- ・空港利用圏域からの利用客増加対策事業に要する経費
- ・空港利用圏域のPR事業に要する経費
- ・浜田方面と空港とを結ぶ空港アクセス対策事業に要する経費
- ・緊急的に行う観光客誘致対策事業に要する経費（格安パック造成事業）等

ウ 補助金額 112,333千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	(社)島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和31年 1 月23日（経過年数：48年）

(2) 目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

輸送サービス改善事業及び近代化対策事業、交通安全・事故防止対策事業、貨物自動車輸送適正化事業、環境・エネルギー対策事業、緊急輸送体制整備事業、広報PR活動事業等の実施に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 124,976千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

繰越金の有効活用について

この団体は、一般会計の外、軽油引取税の一部相当額を財源とする県の補助金等によって各種事業を行い、その結果、毎年度 1 億数千万円余の多額の繰越金が発生している。

平成14年度実施の団体に対する監査において、多額の繰越金の有効活用を図るよう改善措置を求めたところであるが、平成15年度の決算においても 1 億 5 千万円余の多額の繰越金を生じ、改善は不十分である。

県は、団体が会員事業者へのトラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）や速度抑制装置の取付費の助成等の環境対策事業をさらに充実させ、計画的な繰越金の有効活用を図るよう指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支払事務について

団体の旅費規程どおりに、旅費が支給されていないものがあった。

イ 運営の合理化に資する意見

繰越金の有効活用について

平成14年度実施した監査において、多額の繰越金の有効活用を行うよう意見を述べたところであるが、平成15年度決算においても、1億5千万円余の繰越金が発生しており、改善は不十分である。

今後、団体として、会員事業者へのトラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）や速度抑制装置の取付費の助成等の環境対策事業をさらに充実させるなどにより、計画的な繰越金の有効活用を図られたい。

8	団体名	全日本同和会島根県連合会	所管課	人権同和対策課
---	-----	--------------	-----	---------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和35年10月3日（経過年数：44年）

(2) 目的

同和問題の完全な解決を図るため、社会的施設の拡充、産業経済の伸長、教育文化の向上、生活環境の改善、啓蒙教育活動の強化や社会・経済的地位の向上及び一切の差別事象の撤廃のための啓蒙宣伝活動等総合的同和対策の樹立実行を推進する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 全日本同和会島根県連合会補助金

イ 内容

全日本同和会島根県連合会が実施する同和問題解決に資する事業費及び事務費に対し補助する。

ウ 補助金額 11,000千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	(財)しまね国際センター	所管課	国際課
---	-----	--------------	-----	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成元年11月1日（経過年数：15年）

(2) 目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及

び活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,012,500千円（県出資比率：79.0%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく収支予算書について

公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。

収入の調定事務について

しまね国際研修館の居室使用料の調定額に誤りがあった。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の事業展開について

団体が、地域の国際化を推進するに当たっては近年急増している在住外国人の生活支援、国際交流団体のネットワーク化などの取り組みや市町村・民間団体の国際化の取り組みについて、現在の団体の事業をさらに拡充強化されたい。

10	団体名	(財)島根難病研究所	所管課	健康福祉総務課
----	-----	------------	-----	---------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和51年 3 月13日（経過年数：28年）

(2) 目的

本県の疾病構造の実態に即した脳卒中等の高血圧性疾患や自己免疫性疾患を中心とする難病等に関する研究を島根医科大学、他大学及び医療機関等の関係者が一体となって実施し、難治性疾患の成因の解明、治療方法、予知予防方法の確立を図るとともに健康管理についての研究を実施し、医学研究の振興と予防医学の確立を目指し、あわせて移植医療への支援を行い、もって地域医療の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,000千円（県出資比率：100.0%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の研究事業との連携について

この団体は、研究事業として地域医療の充実と健康長寿社会の実現を期し、疾患の予知・予防及び健康増進に関する研究を行うこととしている。

また、全国一の高齢県である本県も健康長寿日本一を目指し「健康長寿しまね」を重要施策と位置づけている。

当該団体は主要な設置目的である研究事業の充実が重要課題となっているので、県としても経営委員会等を通じ、健康長寿に関する研究課題の提供や健康長寿しまねの事業に対する協力を求めるなど当該財団を積極的に連携・活用されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の研究事業の拡充・強化について

この団体は、地域医療の向上に寄与するために、難治性疾患等に関する調査、研究、技術研修、情報収集及び知識の普及等を行うこととしているが、検査・検診事業も行っている。

今後団体としては、団体の設立理念である地域医療の向上に寄与するような研究事業の充実が必要である。

そのためには、独自財源や篤志家の寄付収入の拡大等により財源の安定的確保に努める一方で、団体として、県、島根大学等とも連携を取りながら地域医療に貢献できるような研究テーマを積極的に企画するとともに、その研究成果が県民に理解されるような情報発信のあり方を検討されたい。

11	団体名	福吾郷会	所管課	健康福祉総務課
----	-----	------	-----	---------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和61年10月24日（経過年数：18年）

(2) 目的

利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう次の社会福祉事業を行う。

ア 第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置経営）

イ 第2種社会福祉事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業の実施）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補給金額 23,057千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

12	団 体 名	(助)しまね農業振興公社	所 管 課	農林水産総務課 農業経営課 畜産振興課 農地整備課
----	-------	--------------	-------	------------------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和45年 8 月 1 日 (経過年数 : 34年)

(2) 目的

農地保有合理化事業の促進並びに優れた青年農業者等の確保育成を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

イ 内容

就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うことにより21世紀の本県農業を担う優れた新規就農者を確保育成するために実施する事業に要する経費に対して補助する。

ウ 補助金額 30,724千円

(2) 貸付金

ア 貸付金名 財団法人しまね農業振興公社貸付金

(ア) 内容

公社が農地保有合理化事業で取得した農地に係る借入資金に対する利息等を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (平成15年度)	3,216千円
貸付残高 (平成15年度末)	0千円

イ 貸付金名 島根県就農支援資金貸付金

(ア) 内容

「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」に基づく就農支援資金の貸付原資を公社に貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (平成15年度)	0千円
貸付残高 (平成15年度末)	104,802千円

ウ 貸付金 (資金) 名 農業法人等雇用就農資金

(ア) 内容

本県において就農しようとする者を農業従事者として雇用する認定事業主に対して研修を行うための資金貸し付けの原資を公社に貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (平成15年度)	43,750千円
貸付残高 (平成15年度末)	76,600千円

エ 貸付金 (資金) 名 新規就農者経営安定資金

(ア) 内容

県内の農業の担い手を育成確保することを目的に公社が行う新規就農者経営安定資金貸付業務に必要な原資を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額（平成15年度）	30,300千円
貸付残高（平成15年度末）	30,300千円

オ 貸付金名 中海干拓地貸付金

(ア) 内容

中海干拓揖屋・安来地区について平成元年 9 月 2 8 日に金融機関から借入れた中海干拓事業負担金の一括償還にかかる資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額（初年度：平成 8 年度）	3,071,877千円
貸付残高（平成15年度末）	3,071,877千円

カ 貸付金（資金）名

農業試験場開発営農科畑作営農試験地試験ほ場用地償還資金

(ア) 内容

公社保有の農地を農業試験場が開発営農科畑作営農試験地として借り受けるために公社が用地取得に際し負担する償還資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額（平成15年度）	16,172千円
貸付残高（平成15年度末）	0千円

キ 貸付金（資金）名 石央農用地等保有対策事業資金

(ア) 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地保有のための資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額（平成15年度）	849,780千円
貸付残高（平成15年度末）	0千円

(2) 損失補償

ア 内容

公社が農地保有合理化事業等を実施するための金融機関からの借入資金に関し損失補償をする。

イ 補償限度額 3,059,520千円（平成16年 3 月31日現在）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

石央第一区域畜産基地建設事業の跡地処理について

金城町で実施した石央第一区域畜産基地建設事業（昭和49年～昭和52年）の用地は、農業振興公社が先行取得し、(株)島根県畜産開発事業団が経営してきたが、譲渡については当該事業団の経営の安定化後に行うこととし、それまでの間公社が土地所有するための資金 8 億 4 千万円余を昭和56年以来、県が農業振興公社に貸し付

けている。

しかしながら、当該事業団は平成15年 3 月31日に解散し、平成16年 6 月24日に清算終了することとなった。

跡地の内、新開団地 (50.8ha) については金城町が農業利用を目的として譲渡を申し出ており、現在交渉されているところである。

残る元谷団地 (75.6ha) については金城町、公社、農林水産部の関係課等で構成する、「旧金城牧場元谷団地活用検討プロジェクトチーム」を設置して有効活用を図ることとしている。

このプロジェクトチームにおいては、県の貸付金が早急に回収できるよう、多角的な面から跡地利用を検討する必要がある。

そのためには、周辺市町村や県の関係部局、関係機関のみならず農業関係者以外の民間企業等も含め多方面の意見も聞きながら、県内外の情報収集に努め、元谷団地の早急な処分を検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

予定価格の設定について

契約事務については県の例によることとなっているが、「企業の農業参入マニュアル」(3,045,000円) の随意契約について予定価格が設定されていなかった。

支払事務について

若さあふれる就農の郷づくり事業の研修委託費が本来の交付対象者以外の者に支払われていた。

イ 運営の合理化に資する意見

中海干拓農地の売買促進について

中海干拓農地保有合理化事業においては、揖屋・安来地区中海干拓地を平成元年に公社が国から一括配分を受け、売渡しを進めてきた。

しかしながら、国からの一括配分を受けるに当たっては、公社は市中金融機関から借入れを行っていたため、売渡しが長引くに従い利子負担が増大し売渡価格の増嵩の一因となっていた。このため平成 8 年に、県は干拓農地価格の上昇を抑制するため、公社に対して30億円余りの無利子資金を貸し付け、これにより公社は金融機関へ一括償還を行った。

農地については、売渡し促進のために取得を前提とした農地貸付制度や価格抑制策等の対策を講じてきたが、県からの借入金の償還期限を平成16年度末に控え、40.6haの未売却農地を抱えており、完売の目処は立っていない。

については、販売区画面積の縮小や経営面積要件の緩和等も検討しながら、市町村、農業経営者、一般県民等から新規就農希望者や経営規模拡大希望農家の動向、ニーズの情報収集に努めるとともに事業の概要を県内外に情報発信する等早期完売対策を講じられたい。

(平成16年 3 月31日現在)

	取得面積 (売渡対象)	売渡面積 (含取得前提)	保有面積	売却率
揖屋地区	202.8ha	194.6ha	8.2ha	96.0%
安来地区	128.3	95.9	32.4	74.7
合 計	331.1	290.5	40.6	87.7

13	団 体 名	株式会社島根県食肉公社	所 管 課	畜産振興課
----	-------	-------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和55年 5 月 8 日 (経過年数 : 24年)

(2) 目的

食肉流通体系の近代化を図り、本県の肉畜生産の振興と食肉衛生の向上を期する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 貸付金

ア 貸付金 (資金) 名 食肉公社運営改善促進事業施設整備資金

(ア) 内容

公社の衛生水準の向上及び商品性の向上のための施設整備に要する経費を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (初年度 : 平成 9 年度)	90,016千円
貸付残高 (平成15年度末)	51,436千円

イ 貸付金 (資金) 名 食肉公社施設整備事業資金 (平成14年 1 月18日)

(ア) 内容

公社のと場関係法令及び計量法関係法令の改正に適合するための施設整備に要する経費を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (初年度 : 平成13年度)	49,821千円
貸付残高 (平成15年度末)	49,821千円

ウ 貸付金 (資金) 名 食肉公社施設整備事業資金 (平成14年 3 月29日)

(ア) 内容

公社が B S E の発生に伴い負荷が増大した汚水処理施設の整備に要する経費を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額 (初年度 : 平成13年度)	12,300千円
貸付残高 (平成15年度末)	12,300千円

(2) 出資

ア 内容 株式会社食肉公社設立に際し、資本金を出資する。

イ 出資金額 460,000千円 (県出資比率 : 35.5%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

中・長期的な計画の策定について

この団体は経営に関しては累積欠損金を約 6 億円計上しているが、平成14年度からは経営改善の成果もあり、単年度の黒字に転じている。

現在、団体では平成16年度から 3 力年の第 6 次経営改善計画を策定し、単年度収支の均衡や市場ニーズに対応した人員配置、商品の高付加価値化、新規事業の導入検討等に取り組んでいる。

しかしながら、この計画では累積欠損金の抜本的解消には至らず、近い将来、施設の老朽化に伴い11億円以

上の多額な基本施設の更新費用が必要となる等公社を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

については、短期的な第 6 次経営改善計画を実行されているが、累積欠損金の解消や、施設更新計画等の課題を踏まえた、中・長期的な経営計画を策定されたい。

14	団 体 名	(財)島根県みどりの担い手育成基金	所 管 課	林業課
----	-------	-------------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成 5 年 3 月 22 日 (経過年数 : 11 年)

(2) 目的

森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、県内で林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の確保育成を図ること及び県内で苗木生産に従事している者への技術指導と出荷調整による良質な林業種苗の安定的な供給を図ることにより、健全な森林の造成と維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,528,272千円 (県出資比率 : 88.4%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支出に関する決裁について

消耗品代等の経費について、決裁を受けずに支出されていた。

旅費の調整について

旅費については、県の例によるとされているが、旅費の調整がなされていなかった。

15	団 体 名	島根県漁業協同組合連合会	所 管 課	水産課
----	-------	--------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 昭和24年12月12日 (経過年数 : 54年)

(2) 目的

会員が協同して経済活動を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的、社会的地位を高める。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 日本海漁業構造再編対策事業費補助金

イ 内容

日本海漁業構造再編対策事業による不要漁船・漁具処理対策事業を円滑に実施し、残存漁業者の経営安定を図るとともに、日韓暫定水域及びその周辺水域での韓国漁船等との漁場競合を緩和することにより、当該水域における本県漁業の生産体制を再編するために、漁業協同組合に所属して漁業を営む個人又は法人の不要漁船・漁具

処理対策事業資金の造成事業に対して補助する。

ウ 補助金額 27,930千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(社)島根県水産振興協会	所管課	水産課
----	-----	--------------	-----	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成4年10月6日(経過年数:12年)

(2) 目的

栽培漁業の推進等を通じて漁業生産の増大並びに漁業者の福祉の向上を図り、島根県における水産業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 栽培漁業総合推進補助金

イ 内容

社団法人島根県水産振興協会が栽培漁業の全県展開を推進する場合における事業に要する経費に補助する。

ウ 補助金額 47,562千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団体名	(社)島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成4年4月1日(経過年数:12年)

(2) 目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 (社)島根県観光連盟補助金

(ア) 内容

本県の観光事業の振興を図るため、(社)島根県観光連盟の運営費及び事業費の一部を補助する。

(イ) 補助金額 32,178千円

イ 負担金名 島根県大型観光キャンペーン事業負担金

(ア) 内容

新しい島根県のイメージを確立するため、関連する業界、団体と連携のもとに実施する大型キャンペーンの事業費の一部を負担する。

(イ) 負担金額 25,000千円

ウ 負担金名 デスティネーションキャンペーン負担金

(ア) 内容

山陰のイメージアップと観光客の誘致を図るため、鳥取県及び J R 各社と共同で行う広域的な観光振興事業経費の一部を負担する。

(イ) 負担金額 46,875千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

(社)島根県観光連盟補助金の見直しについて

この団体の事務局は、プロパー職員 2 名と県職員が担っている。しかも、このプロパー職員の人件費について全額が県費助成されている。

団体の事務局運営にかかる人件費部分については、県が全て負担するのではなく、会員全体で負担するよう検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団 体 名	島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会	所 管 課	しまねブランド推進室
----	-------	-------------------	-------	------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成14年 5 月 1 日 (経過年数 : 2 年)

(2) 目的

島根県ふるさと伝統工芸品をはじめとする郷土工芸品に対する県内外の関心を高め、一層の普及と伝統工芸品産業の振興を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 手仕事産業支援事業費補助金

イ 内容

県内の伝統工芸品産業の振興を図るため、島根ふるさと伝統工芸品指定の製造業者から構成される島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会が実施する各種事業に対し補助をする。

ウ 補助金額 9,781千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支出に関する決裁について

小中学校体験プログラム推進事業の経費について決裁を受けずに支出されていた。

19	団 体 名	(社)島根県物産協会	所 管 課	しまねブランド推進室
----	-------	------------	-------	------------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和52年 4 月 8 日 (経過年数 : 27年)

(2) 目的

県産品の展示、宣伝、紹介、斡旋、販路拡張及び品質並びに生産技術等の改善や後継者の確保、育成を図り、県産品の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 貸付金

ア 貸付金(資金)名 伝統工芸雇用就業資金

イ 内容

島根県ふるさと伝統工芸品の製造に従事しようとする者を雇用する認定事業主に対し、研修教育のための資金を貸し付ける原資を協会に貸し付ける。

ウ 貸付金額

貸付金額(平成15年度)	4,900千円
貸付残高(平成15年度末)	4,350千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

伝統工芸品雇用資金貸付制度について

伝統工芸品雇用資金貸付事業は伝統工芸品産業の後継者の確保育成と定着化を目的とし、製造に従事する者を雇用する事業者に対して3年間を限度に月額5万円の資金を貸し付ける制度であるが、雇用開始後引き続いて1年間雇用した時は返還免除となり、また、年度中途において退職した場合も事業主の責によらない場合は返還免除されることとなっている。

しかし、短期間の雇用で返還免除をするこの制度では、事業目的である後継者の育成と定着化が図られるかという点で疑問であるので、例えば3年の貸付期間満了後に定着化を確認の上返還免除をする等、免除の要件を再検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団 体 名	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	所 管 課	産業振興課
----	-------	----------------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和59年 8 月30日 (経過年数 : 20年)

(2) 目的

県の石央地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上及び福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 10,000千円（県出資比率：33.3%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

経営改善計画の策定について

事業収入が伸び悩むなか、国庫補助制度の見直し、施設の老朽化による大規模修繕のための多額の費用が想定されるなど、施設運営は厳しい状況にある。

今後は、この団体のあり方、事業収益の拡大のための新たな事業展開、施設の改修計画等を具体的に検討のうえ、経営健全化のための中・長期的な計画を策定し、この計画に基づいた事業展開を図られたい。

21	団体名	島根県土地開発公社	所管課	企業立地課 土木総務課 用地対策課
----	-----	-----------	-----	-------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和48年 4 月 1 日（経過年数：31年）

(2) 目的

公用地、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 益田拠点工業団地造成事業費補助金

イ 内容

公社が益田拠点工業団地の分譲単価を維持するためにかかる経費を補助する。

ウ 補助金額 82,642千円

(2) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 30,000千円（県出資比率：100.0%）

(3) 貸付金

ア 貸付金（資金）名 島根県土木部単独用地先行取得資金

(ア) 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

(イ) 貸付金額

貸付金額（平成15年度）	5,000,000千円
貸付残高（平成15年度末）	0千円

(4) 債務保証

ア 内容

島根県土地開発公社のソフトビジネスパーク島根整備事業及び益田拠点工業団地整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

イ 保証限度額 10,827,543千円（平成16年 3 月31日現在）

内訳：ソフトビジネスパーク	5,416,399千円
益田拠点工業団地	5,411,144千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

益田拠点工業団地について

益田拠点工業団地は、用地面積43.3haに対して、分譲済面積9.5ha（リース面積1.2haを含む。）で、未だ分譲率は21.9%に留まっており、債務保証残高も、5,385,483千円（借入利率0.81%～1.55%）とほとんど減少していない状況であり、今後とも益田市と共に、分譲のPR活動を積極的に行い分譲促進に努められたい。

また、県は、益田拠点工業団地の分譲単価を維持するため、団地事業費の残高と未分譲地の回収可能額との差額全額について公社に補助しているが、平成4年、団地の整備が始まった時点での契約においては、分譲開始5年後に残地が生じた場合には、益田市において買い戻す旨の特約があったことに鑑みても、県のみが負担するのではなく、益田市に対しても応分の負担を求めることを検討されたい。

団体のあり方について

この団体は、昭和48年に当時の地価の高騰、土地の需要増大という時代的背景のもとに制定された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、島根県に代わって公共用地、公用地等の先行取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に資することを目的に設立された。

この団体にとっては、県等公共団体からの事業の受託を受けて、職員数30人のうちの過半数の職員が県や(財)建設技術センター、町に派遣されているのが実態であり、また、職員の平均年齢も54歳と高い。

現在、県においては厳しい財政事情の下、職員定員も10%削減される状況である。さらに今後、公共事業費が大幅に減少し、県等公共団体からの受託事業の減少が見込まれる。

については、早急に職員定数の見直しや業務の方針を含め今後の団体のあり方について抜本的に検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

長浜分譲用地の処分について

県立出雲農林高等学校用地造成に係る採土地である長浜分譲用地18,907㎡が昭和46年以来30年以上も未利用のまま放置されているので、早急に処分すること。

22	団体名	出雲商工会議所	所管課	経営支援課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和21年10月 1 日 (経過年数 : 58年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

(ア) 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

(イ) 補助金額 44,028千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

(ア) 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業支援センター」の事業に要する経費の一部を補助する。

(イ) 補助金額 18,273千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

会計に関する規程の整備について

この団体の会計処理について、会計に関する規程が整備されていなかった。

23	団 体 名	島根県商工会連合会	所 管 課	経営支援課
----	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和36年10月24日 (経過年数 : 43年)

(2) 目的

地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

(ア) 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費に対して補助する。

(イ) 補助金額 175,763千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

(ア) 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業支援センター」の事業に要する経費の一部を補助する。

(イ) 補助金額 14,205千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

売買契約に係る入札について

指導用車両1,498,400円の購入については団体の会計規程により入札にすべきであるが随意契約とされていた。

売買契約の際の予定価格の設定について

団体の会計規程では5万円以上の物件の買入は予定価格を設定することとなっているが、予定価格を設定していない契約があった。

24	団 体 名	(財)島根県勤労福祉事業団	所 管 課	労働政策課
----	-------	---------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和52年 4 月12日 (経過年数：27年)

(2) 目的

勤労者のための余暇活用施設の建設の促進及び管理運営を受託して、これらの施設の有効活用を図り、勤労者の余暇の充実、健康の増進等勤労者福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 500千円 (県出資比率：40.0%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、雇用能力開発機構が所有する「いこいの村しまね」の管理運営を受託して勤労者の余暇の充実、健康の増進等、勤労者福祉の向上に寄与することを目的とし、事務所を「松江市殿町一番地」に置いて昭和52年に設立された。

その後平成15年 8 月 1 日に「いこいの村しまね」は雇用能力開発機構から瑞穂石見いこいの村事務組合 (現 邑南町) に委譲され、同時に事業の目的も勤労者福祉の向上から町民の宿泊施設に変更されることとなった。

また、理事長外県関係の役員が全員地元関係者に変更されるとともに、法人の事務所も県庁から石見町に移された。

従って、島根県が出資者としての必要性がなくなったので、今後は、「いこいの村しまね」の現在の所有者である邑南町を主体とした法人形態とし、県は財団法人島根県勤労福祉事業団から撤退されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく計算書類について

公益法人会計基準に基づく収支計算書及び正味財産増減計算書が作成されていないかった。

理事会議事録について

平成15年度の事業報告・決算に係る理事会の議事録が作成されていないかった。

契約書の作成について

契約事務は石見町財務規則に準拠することとなっており、30万円以上は契約書を作成することとなっているが、修繕費526,680円の執行にあたり契約書が作成されていないかった。

浄化槽保守点検契約について

浄化槽保守点検契約が財団理事長名でなく支配人名で契約されていた。

25	団 体 名	(財)島根県建設技術センター	所 管 課	土木総務課 技術管理室
----	-------	----------------	-------	----------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 8 年 3 月 25 日 (経過年数 : 8 年)

(2) 目的

県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円 (県出資比率 : 100.0%)

(2) 損失補償

ア 内容

センターがリサイクルヤードの建設に当たり金融機関から長期借入を行った資金に関し損失補償を行う。

イ 損失補償限度額 488,000千円 (平成16年 3 月 31 日現在)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援すること及び建設技術者の資質の向上を図ることを目的に設立された。

この団体は、中国各県に比して財政的に本県のみが県100%出資であり、さらに職員構成においても、中国各県ではプロパー職員、市町村からの派遣職員から構成されているが、本県では臨時職員以外に財団独自の職員が1人もおらず、県(7人)、県土地開発公社(4人)からの派遣、出向職員である。

このように、この団体は財政的にも人的にも、県が全面的に関与しており、事業も県の委託事業が殆どであり、実質的には、県の地方機関と何ら異なることはないので、今後そのあり方を抜本的に見直されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく収支予算書について

公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。

26	団 体 名	島根県住宅供給公社	所 管 課	建築住宅課
----	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和40年12月1日(経過年数:38年)

(2) 目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県特定優良賃貸住宅供給促進制度補助金

イ 内容

特定優良賃貸住宅の供給に関する法律の定めに基づき、中堅所得者等の居住の用に供する、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、建設に要する経費の一部を補助する。

ウ 補助金額 13,488千円

(2) 貸付金

ア 貸付金(資金)名 島根県住宅供給公社積立分譲住宅積立資金

イ 内容

地方住宅供給法に基づき分譲する「積立分譲住宅」の積立金について、公社が指定する金融機関の協力を得て積立に必要な資金の一部を貸し付ける。

ウ 貸付金額

貸付金額(平成15年度)	341千円
貸付残高(平成15年度末)	0千円

(3) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 10,000千円(県出資比率:100.0%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、住宅不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給するために、地方住宅供給法に基づいて昭和40年12月に設立され約40年経過し、現在、本県の住宅の持ち家比率は70数%台と全国的にも高く、また近年民間による住宅供給も市部等では盛んに行われている状況にある。

また、国においても向こう2カ年を目途に住宅金融公庫の廃止など抜本的な住宅政策の見直しが予定され、公社の果たすべき役割及びあり方等も大幅な見直しが行われることが想定される。

このような状況や住宅政策の見直しを踏まえ、今後の団体のあり方について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

平成15年度の決算理事会について

定款第22条の規程により、毎事業年度の決算は翌年度の 5 月末日までに完結するものとしてされているが、翌年度の 6 月になってから監査が行われ、その後、決算理事会が開催されていた。

イ 運営の合理化に資する意見

分譲住宅用地の売却促進について

用地取得後 5 年以上経過した土地の保有状況を見ると、取得面積約42.1haのうち約2.4haの宅地が売れ残っている状況にあるので、次の事項について検討されたい。

- a 分譲計画どおり売却が進んでいない団地については、地元市町村との連携のもとに広報活動等を積極的に展開し、売却の促進に努めること。
- b 団地開発にあたり地元市町村と買い戻し特約等の契約を交わされている場合、履行期限があるものについては、期限内の履行を求め、また、履行期限の設定がないものについては、当該市町村と協議のうえ期限を設定し、その確実な実行を求めるなど、未売却団地の処分を速やかに行うこと。

27	団 体 名	(財)島根県暴力追放県民センター	所 管 課	県警捜査第二課
----	-------	------------------	-------	---------

1 団体の設立

- (1) 時期 平成 4 年 5 月11日 (経過年数 : 12年)
- (2) 目的

暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為について、相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 出資
 - ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。
 - イ 出捐金額 300,000千円 (県出資比率 : 70.0%)

3 監査の結果

- (1) 所管課
 - ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

- (2) 団体
 - ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

相談機関との連携について

団体は、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うことを目的として設立された団体であるが、近年は、家庭内暴力、悪徳商法等の相談もあることから、県教育委員会、健康福祉部等の相談機関と相互に一層緊密な情報交換を図られたい。

別表1 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規程

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの
公の施設管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 2 監査実施月日

	団 体	実 施 年 月 日	
		団 体	所 管 課
1	(学)澤田学園	11月10日	1月11日
2	(財)島根県私学退職金財団	11月11日	1月11日
3	(財)北東アジア地域学術交流財団	11月16日	1月11日
4	隠岐空港整備・利用促進協議会	1月11日	1月11日
5	一畑電車沿線地域対策協議会	11月10日	1月11日
6	萩・石見空港利用拡大促進協議会	11月16日	1月11日
7	(社)島根県トラック協会	11月10日	1月11日
8	全日本同和会島根県連合会	11月 8 日	1月11日
9	(財)しまね国際センター	11月 9 日	1月11日
10	(財)島根難病研究所	11月 5 日	1月11日
11	(福)吾郷会	11月16日	1月11日
12	(財)しまね農業振興公社	11月 9 日	1月11日
13	(株)島根県食肉公社	11月16日	1月11日
14	(財)島根県みどりの担い手育成基金	11月11日	1月11日
15	島根県漁業協同組合連合会	11月 9 日	1月11日
16	(社)島根県水産振興協会	11月 9 日	1月11日
17	(社)島根県観光連盟	11月11日	1月11日
18	島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会	11月11日	1月11日
19	(社)島根県物産協会	11月11日	1月11日
20	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	11月16日	1月11日
21	島根県土地開発公社	11月 8 日	1月11日
22	出雲商工会議所	11月 5 日	1月11日
23	島根県商工会連合会	11月 9 日	1月11日
24	(財)島根県勤労福祉事業団	11月16日	1月11日
25	(財)島根県建設技術センター	11月 9 日	1月11日
26	島根県住宅供給公社	11月 8 日	1月11日
27	(財)島根県暴力追放県民センター	11月 5 日	1月11日

